

証券コード 160A

2025年6月10日

(電子提供措置の開始日 2025年5月30日)

株 主 各 位

東京都千代田区神田駿河台二丁目2番地

株 式 会 社 ア ズ パ ー ト ナ ー ズ

代表取締役社長 兼 CEO 植 村 健 志

第21期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第21期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

【当社ウェブサイト】

<https://www.as-partners.co.jp/>

(上記ウェブサイトアクセスいただき、メニューより「IR情報」「株式について」「株主総会」を順に選択いただき、ご確認ください。)

【東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

(上記の東証ウェブサイトアクセスいただき、「銘柄名(会社名)」に「アズパートナーズ」又は「コード」に当社証券コード「160A」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。)

なお、当日ご出席されない場合は、書面（郵送）またはインターネットによって議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、2025年6月24日（火曜日）午後6時まで議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2025年6月25日(水曜日) 午前10時(受付開始 午前9時30分)
(開催時刻が前回と異なりますので、お間違えのないようご注意ください。)
2. 場 所 東京都千代田区西神田3-2-1
住友不動産千代田ファーストビル南館
ベルサール神保町 2階イベントホール
(末尾の会場ご案内図をご参照ください。)
(開催場所が前回と異なりますので、お間違えのないようご注意ください。)
3. 目的事項
報告事項 第21期(2024年4月1日から2025年3月31日まで)事業報告及び
計算書類報告の件
- 決議事項
第1号議案 剰余金処分の件
第2号議案 取締役6名選任の件
第3号議案 取締役(社外取締役を除く)に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の
件
第4号議案 取締役(社外取締役を除く)に対するストック・オプション報酬額及び内容決定
の件

4. 招集にあたっての決定事項(議決権行使についてのご案内)

書面(郵送)により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。

書面(郵送)およびインターネットの両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

以 上

~~~~~  
◎当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

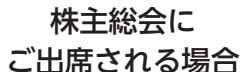
◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の各ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。

◎電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令及び当社定款第15条第2項の規定に基づき、お送りする書面には記載しておりません。従って、当該書面は、監査役及び会計監査人が監査報告を作成するに際して監査をした対象の一部です。

・計算書類の個別注記表



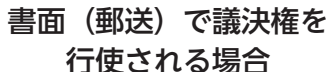
株主総会における議決権は、株主の皆さまの大切な権利です。  
株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。  
議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



本招集ご通知とあわせてお送りする  
議決権行使書用紙を会場受付にご提  
出ください。

日 時

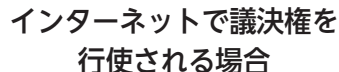
2025年6月25日(水曜日)  
午前10時  
(受付開始:午前9時30分)



本招集ご通知とあわせてお送りする  
議決権行使書用紙に議案に対する賛  
否をご表示のうえ、切手を貼らずに  
ご投函ください。

行使期限

2025年6月24日（火曜日）  
午後6時00分到着分まで



次ページの案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限

2025年6月24日（火曜日）  
午後6時00分入力完了分まで

## 議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

・こちらに議案の賛否をご記入ください。

第1・3・4号議案

- 賛成の場合      >> 「賛」の欄に○印
- 反対する場合   >> 「否」の欄に○印

## 第2号議案

- 全員賛成の場合     ≫ 「賛」の欄に○印
- 全員反対する場合   ≫ 「否」の欄に○印
- 一部の候補者に  
反対する場合       ≫ 「賛」の欄に○印をし、  
反対する候補者の番号を  
ご記入ください。

※議決権行使書用紙はイメージです。

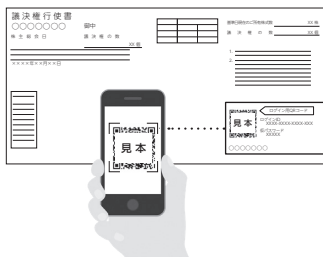
書面（郵送）およびインターネットの両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

# インターネットによる議決権行使のご案内

## QRコードを読み取る方法

議決権行使書用紙に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

## ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://evote.tr.mufig.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトアクセスしてください。

- 2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力クリックしてください。

「ログインID・仮パスワード」を入力

「ログイン」をクリック

- 3 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク  
0120-173-027  
(通話料無料／受付時間 9:00～21:00)

## 株主総会参考書類

### 第1号議案 剰余金処分の件

当社は、利益配分につきまして、株主利益の向上を経営上の重要課題のひとつと考え、利益水準及び配当性向等を総合的に勘案したうえで安定的な配当を行うことを基本方針としておりましたが、2025年5月14日の取締役会において配当方針の変更を決議し、業績の成長に応じた配当と単年度の業績に左右されない安定的な配当の両立を図る観点から、DOE（株主資本配当率）を株主還元指標として新たに採用することといたしました。

これにより、2025年3月期の期末配当から「配当性向20%以上かつDOE（株主資本配当率）5%以上」を目安とする指標を適用することといたしました。

上記配当に関する新たな方針を総合的に勘案した結果、当事業年度の期末配当を前事業年度に比べ1株につき17円増配し、以下のとおりといたしたいと存じます。

#### 期末配当に関する事項

- （1）配当財産の種類  
金銭といたします。
- （2）配当財産の割当てに関する事項及びその総額  
当社普通株式1株につき 金55.00円  
総額 196,680,000円
- （3）剰余金の配当が効力を生じる日  
2025年6月26日

第2号議案 取締役6名選任の件

本定時株主総会の終結の時をもって、現取締役全員が任期満了となりますので、取締役6名の選任をお願いしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

【参考】 取締役候補者一覧

| 候補者<br>番号 | 氏名         |            | 現在の当社における<br>地位及び担当等     | 属性 | 取締役会<br>出席回数  |
|-----------|------------|------------|--------------------------|----|---------------|
| 1         | うえむら<br>植村 | けん じ<br>健志 | 代表取締役社長 兼 CEO            | 再任 | 16回／16回       |
| 2         | い とう<br>伊藤 | ひろとし<br>啓敏 | 取締役 兼 専務執行役員<br>事業本部 本部長 | 再任 | 16回／16回       |
| 3         | まつ お<br>松尾 | あつんど<br>篤人 | 取締役 兼 常務執行役員<br>管理本部 本部長 | 再任 | 16回／16回       |
| 4         | やまもと<br>山本 | こう じ<br>皇自 | 取締役 兼 上席執行役員<br>事業推進部 部長 | 再任 | 16回／16回       |
| 5         | お がた<br>緒方 | かつよし<br>克吉 | 社外取締役                    | 再任 | 社外 独立 16回／16回 |
| 6         | い とう<br>伊藤 | はな よ<br>華代 | 社外取締役                    | 再任 | 社外 独立 16回／16回 |

再任 再任取締役候補者 社外 社外取締役候補者 独立 証券取引所の定めに基づく独立役員



所有する当社の普通株式数  
1,412,000株（注）

在任年数  
20年7ヶ月  
（本総会終結時）

取締役会出席状況  
16/16回

生年月日  
1966年6月7日

（注）代表取締役社長 兼 CEO 植村健志氏の所有普通株式数は、同氏の資産管理会社株式会社ブレスが保有する株式数を  
含めて表示しております。

#### 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

|           |                                   |           |                                                    |
|-----------|-----------------------------------|-----------|----------------------------------------------------|
| 1989年 4 月 | 株式会社リクルートコスモス（現：株式会社コスモスイニシア）入社   | 2004年11月  | 当社設立 代表取締役                                         |
| 1999年 8 月 | 株式会社宝工務店（現：MIRARTHホールディングス株式会社）入社 | 2015年 6 月 | 一般社団法人全国特定施設事業者協議会（現：一般社団法人全国介護付きホーム協会）副代表理事就任（現任） |
| 2000年 6 月 | 同社取締役                             | 2017年 6 月 | 当社代表取締役社長 兼 CEO（現任）                                |
| 2002年 6 月 | 同社常務取締役                           |           |                                                    |

#### 重要な兼職の状況

一般社団法人全国介護付きホーム協会 副代表理事

#### 取締役候補者とした理由

植村健志氏は、当社の創業者として経営全体の指揮を執り、企業価値の向上に貢献しております。また、長期的ビジョンと戦略に基づいた意思決定を行っていることから、当社の成長と企業価値の持続的な向上に不可欠と判断し、引き続き取締役候補者といたしました。なお、同氏を本株主総会で選任いただいた場合、引き続き代表取締役社長 兼 CEOに選定する予定です。

#### 特別の利害関係

植村健志氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。

2

いとう  
伊藤ひろとし  
啓敏

再任



所有する当社の普通株式数  
152,000株

在任年数  
17年（本総会終結時）

取締役会出席状況  
16/16回

生年月日  
1966年6月4日

#### 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

|         |                                |         |                              |
|---------|--------------------------------|---------|------------------------------|
| 1989年4月 | 株式会社リクルートコスモス（現：株式会社コスモイニシア）入社 | 2017年6月 | 当社取締役 兼 専務執行役員（不動産事業部管掌）     |
| 2008年4月 | 当社入社 不動産事業部部长                  | 2025年4月 | 当社取締役 兼 専務執行役員（事業本部 本部長）（現任） |
| 2008年6月 | 当社取締役                          |         |                              |

#### 重要な兼職の状況

なし

#### 取締役候補者とした理由

伊藤啓敏氏は、当社に入社以降、主として不動産部門に所属し豊富な経験と実績を有しております。企業価値向上に尽力していることから、当社の成長と経営体制の強化に不可欠と判断し、引き続き取締役候補者といたしました。なお、同氏を本株主総会で選任いただいた場合、引き続き取締役 兼 専務執行役員（事業本部 本部長）に選定する予定です。

#### 特別の利害関係

伊藤啓敏氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。

3

まつ お  
松尾あつんど  
篤人

再任



所有する当社の普通株式数  
51,000株

在任年数  
3年（本総会終結時）

取締役会出席状況  
16/16回

生年月日  
1973年10月25日

#### 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

|           |               |           |                                  |
|-----------|---------------|-----------|----------------------------------|
| 2003年11月  | 株式会社モック入社     | 2021年 4 月 | 当社執行役員                           |
| 2007年 4 月 | 株式会社ロックストーン入社 | 2022年 6 月 | 当社取締役 兼 上席執行役員<br>（経営管理部管掌）      |
| 2010年 3 月 | 当社入社          |           |                                  |
| 2017年 4 月 | 当社経営企画部部長     | 2025年 4 月 | 当社取締役 兼 常務執行役員<br>（管理本部 本部長）（現任） |

#### 重要な兼職の状況

なし

#### 取締役候補者とした理由

松尾篤人氏は、当社に入社以降、経理をはじめとする管理部門に所属し、豊富な経験と実績を有しております。企業価値向上に尽力していることから、当社の成長と経営体制の強化に不可欠と判断し、引き続き取締役候補者といたしました。  
なお、同氏を本株主総会で選任いただいた場合、引き続き取締役 兼 常務執行役員（管理本部 本部長）に選定する予定です。

#### 特別の利害関係

松尾篤人氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。



所有する当社の普通株式数  
152,000株

在任年数  
18年9ヶ月  
(本総会終結時)

取締役会出席状況  
16/16回

生年月日  
1969年2月12日

#### 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

|         |                                   |         |                              |
|---------|-----------------------------------|---------|------------------------------|
| 1991年4月 | 株式会社リクルートコスモス（現：株式会社コスモスイニシア）入社   | 2018年6月 | 当社取締役 兼 執行役員（事業推進部管掌）        |
| 2000年9月 | 株式会社宝工務店（現：MIRARTHホールディングス株式会社）入社 | 2025年4月 | 当社取締役 兼 上席執行役員（事業推進部 部長）（現任） |
| 2006年9月 | 当社入社 取締役                          |         |                              |

#### 重要な兼職の状況

なし

#### 取締役候補者とした理由

山本皇自氏は、当社に入社以降、シニア部門・事業推進部門に所属し、豊富な経験と実績を有しております。企業価値向上に尽力していることから、当社の成長と経営体制の強化に不可欠と判断し、引き続き取締役候補者となりました。  
なお、同氏を本株主総会で選任いただいた場合、引き続き取締役 兼 上席執行役員（事業推進部 部長）に選定する予定です。

#### 特別の利害関係

山本皇自氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。

5

お が た  
緒方かつよし  
克吉

社 外

独 立

再 任



所有する当社の普通株式数  
10,000株

在任年数  
3年（本総会終結時）

取締役会出席状況  
16/16回

生年月日  
1959年9月28日

#### 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

|           |                                     |           |                                 |
|-----------|-------------------------------------|-----------|---------------------------------|
| 1982年 4 月 | 株式会社長谷川工務店<br>（現：株式会社長谷工コーポレーション）入社 | 2000年 9 月 | 同社大阪支店長                         |
| 1990年10月  | 株式会社三輪設計事務所<br>（現：株式会社miwa）入社       | 2005年 6 月 | 同社代表取締役社長                       |
| 1991年 6 月 | 株式会社リクルートコスモス<br>（現：株式会社コスモスイニシア）入社 | 2019年 6 月 | カツデンアーキテック株式会社（現：株式会社カツデン）常務取締役 |
| 1992年 4 月 | 株式会社コスモスマー転籍                        | 2022年 6 月 | 当社社外取締役（現任）                     |

#### 重要な兼職の状況

なし

#### 社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

緒方克吉氏は、長年民間企業の代表取締役社長を務められ、企業経営における豊富な経験と高い見識を有しております。当社の経営に有効な助言・提言をいただけることを期待し、引き続き社外取締役候補者いたしました。

#### 特別の利害関係

緒方克吉氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。

6

いとう  
伊藤はなよ  
華代 (注)

社外

独立

再任



| 所有する当社の普通株式数  
10,000株

| 在任年数  
3年（本総会終結時）

| 取締役会出席状況  
16/16回

| 生年月日  
1970年11月26日

#### 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

|           |                                      |           |                            |
|-----------|--------------------------------------|-----------|----------------------------|
| 1993年 4 月 | 株式会社フロムエーネオ<br>（現：株式会社リクルー<br>ト）入社   | 2017年 6 月 | 株式会社TRAY設立 代表<br>取締役社長（現任） |
| 2013年 4 月 | 株式会社フロムエーキャリ<br>ア（現：株式会社リクルー<br>ト）出向 | 2022年 6 月 | 当社社外取締役（現任）                |
| 2015年 4 月 | 株式会社リクルートジョブ<br>ズ（現：株式会社リクルー<br>ト）帰任 |           |                            |

#### 重要な兼職の状況

株式会社TRAY 代表取締役社長

#### 社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

伊藤華代氏は、人材系の民間企業において営業部門、ダイバーシティプロジェクト、採用コンサル等広く活躍されておりました。また現在は採用コンサルティングの分野で起業されており、当社の人材戦略や営業戦略において有効な助言・提言をいただけることを期待し、引き続き社外取締役候補者いたしました。なお、同氏を本株主総会で選任いただいた場合、引き続き社外取締役に選定する予定です。

#### 特別の利害関係

伊藤華代氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。

(注) 1. 伊藤華代氏の戸籍上の氏名は大町華代であります。

2. 緒方克吉氏及び伊藤華代氏は社外取締役候補者であります。

3. 独立役員

緒方克吉氏及び伊藤華代氏は東京証券取引所において定める独立役員の要件を満たしており、一般株主と利益相反の生じる恐れはないと判断したことから、当社は同氏を独立役員として指定し、同証券取引所に届け出ております。

4. 責任限定契約

当社は、緒方克吉氏及び伊藤華代氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき同法第423条第1項の損害賠償責任を限定とする契約を締結しており、本議案が承認可決され各氏が再任された場合は、各氏との間の当該契約を継続する予定であります。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令で定める額となります。

5. 役員等賠償責任保険契約

当社は、取締役（社外取締役を含む）を被保険者とする会社法430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。

本保険契約は、被保険者がその職務の執行に関連して損害賠償責任を負った場合に、当該損害を填補することを目的とするものであり、当社が保険料の全額を負担しております。

なお、当該保険契約は、今後も同様の内容で更新される予定であります。

### 第3号議案 取締役（社外取締役を除く）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

当社の取締役の報酬等の額は、2022年6月28日開催の第18期定時株主総会において、年額330百万円以内（うち社外取締役分30百万円以内。ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない。）とご承認いただいております。

今般、当社は、役員報酬制度の見直しの一環として、当社の取締役（社外取締役を除く。以下「対象取締役」という。）に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、上記の報酬枠とは別枠にて、対象取締役に對して、新たに譲渡制限付株式の付与のための報酬を支給することとしたいと存じます。

本議案により支給される報酬は、①当社の普通株式、あるいは②当社の普通株式を取得するための現物出資財産としての金銭債権とし、対象取締役は、当社の取締役会の決議に基づき、当社の普通株式の発行又は処分を受けるものといたします。

本議案に基づき支給される報酬としての当社の普通株式又は金銭債権の総額は、年額60百万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない。）といたします。

なお、本議案に基づき支給される報酬として、対象取締役に對して、金銭債権を支給せずに当社の普通株式を支給する場合、当該普通株式は、対象取締役の報酬として発行又は処分されるものであり、当該普通株式と引換えにする現物出資財産としての金銭債権の払込みを要しないものといたしますが、対象取締役に對して支給する1株当たりの当社普通株式の額は、当社の普通株式の発行又は処分に係る各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として当該発行又は処分される当社の普通株式1株当たりの金額として算出いたします。

一方、本議案に基づき支給される報酬として、対象取締役に對して、譲渡制限付株式を取得するための現物出資財産としての金銭債権を支給する場合には、対象取締役は、当社の取締役会決議に基づき、本議案により支給される金銭債権の全部を現物出資財産として払い込み、当社の普通株式について発行又は処分を受けるものといたします。この場合における1株当たりの払込金額は各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として当該普通株式を引き受ける対象取締役に特に有利な金額とならない範囲において、取締役会において決定します。

対象取締役に對して発行又は処分をされる当社の普通株式の総数は年32,000株以内（ただし、本議案が承認可決された日以降、当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含む。）又は株式併合が行われた場合その他譲渡制限付株式として発行又は処分をされる当社の普通株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合には、当該総数を、合理的な範囲で調整する。）といたします。

また、各対象取締役への具体的な支給時期及び配分については、報酬委員会の審議を経たうえで、

取締役会において決定することといたします。

なお、現在の取締役は6名（うち社外取締役2名）であります。第2号議案「取締役6名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、取締役は6名（うち社外取締役2名）となります。

また、本議案に基づく、対象取締役に対する当社の普通株式の発行又は処分及びその現物出資財産としての金銭債権の支給に当たっては、当社と対象取締役との間で、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」という。）を締結することを条件とします。また、本議案における報酬額の上限、発行又は処分をされる当社の普通株式の総数その他の本議案に基づく対象取締役への譲渡制限付株式の付与の条件は、上記の目的、当社の業況、当社の取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定に関する方針（なお、当該方針の内容は、当社の第21期事業報告をご参照ください）その他諸般の事情を考慮して決定されており、相当であると考えております。

#### 【本割当契約の内容の概要】

##### （1）譲渡制限期間

対象取締役は、本割当契約により割当てを受けた日より3年間から50年間までの間で当社の取締役会が予め定める期間（以下「譲渡制限期間」という。）、本割当契約により割当てを受けた当社の普通株式（以下「本割当株式」という。）について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない（以下「譲渡制限」という。）。

##### （2）退任又は退職時の取扱い

対象取締役が譲渡制限期間満了前に当社又は当社子会社の役職員の地位のうち当社の取締役会が予め定める地位を退任又は退職した場合には、その退任又は退職につき、任期満了、死亡その他の正当な理由がある場合を除き、当社は、本割当株式を当然に無償で取得する。

### (3) 譲渡制限の解除

上記（１）の定めにかかわらず、当社は、対象取締役が、譲渡制限期間中、継続して、当社又は当社子会社の役職員の地位のうち当社の取締役会が予め定める地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。ただし、当該対象取締役が、上記（２）に定める任期満了、死亡その他の正当な理由により、譲渡制限期間が満了する前に当社又は当社子会社の役職員の地位のうち当社の取締役会が予め定める地位を退任又は退職した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。また、当社は、上記の定めに従い譲渡制限が解除された直後の時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

### (4) 組織再編等における取扱い

上記（１）の定めにかかわらず、当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要しない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。また、当社は、上記に定める場合、譲渡制限が解除された直後の時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

### (5) その他の事項

本割当契約に関するその他の事項は、当社の取締役会において定めるものとする。

#### 第4号議案 取締役（社外取締役を除く）に対するストック・オプション報酬額及び内容決定の件

##### 1. スtock・オプションとしての新株予約権に関する報酬等の額

当社の取締役の報酬等の額は、2022年6月28日開催の第18期定時株主総会において、年額330百万円以内（うち社外取締役分30百万円以内。ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない。）とご承認いただいております。

今般、当社は、役員報酬制度の見直しの一環として、第3号議案におきまして、上記の報酬枠とは別枠にて、対象取締役に対して、新たに譲渡制限付株式の付与のための報酬を支給することのご承認をお願いしておりますが、本議案におきましては、当社の業績及び企業価値向上に対する意欲や士気を高め、より一層株主の皆様の利益を重視した業務展開を図ることを目的として、人数や他社の水準等も勘案し、従来の報酬額及び第3号議案の譲渡制限付株式報酬額とは別枠にて、取締役に対するストック・オプションとしての新株予約権に関する報酬等の額を年額30百万円以内（社外取締役及び使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない。）とすることにつき、ご承認をお願いするものであります。

当社の取締役に対してストック・オプション報酬として交付する新株予約権の額は、新株予約権の割当日において算定した新株予約権1個当たりの公正価額に、当該取締役に割り当てる新株予約権の総数を乗じた額となります。新株予約権の公正価額とは、割当日における新株予約権1個当たりの公正価額の算定につきましては、新株予約権の公正価額の算定のために一般的に利用されている算定方法を用いるものといたします。

なお、現在の取締役は6名（うち社外取締役2名）ですが、第2号議案「取締役6名選任の件」が原案どおり承認可決されました後は、取締役は6名（うち社外取締役2名）となります。

##### （1）新株予約権の総数

各事業年度に係る定時株主総会の日から1年以内に割り当てる新株予約権の数は180個を上限とする。

##### （2）新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は1個当たり100株とする。

なお、割当日後に当社が普通株式につき株式分割（株式無償割当を含む。株式分割の記載につき以下同じ）又は株式併合等を行う場合には、次の数式により付与株式数の調整を行うものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた

場合は、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割・株式併合の比率

また、割当日後に、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換もしくは株式移転を行う場合又はその他やむを得ない事由が生じた場合には、新株予約権の目的となる株式の数は、合理的な範囲で調整されるものとする。

- (3) 新株予約権の払込金額又は払込みを要しないとする旨  
金銭の払込みを要しないものとする。

- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、次により決定される 1 株当たりの金額（以下「行使価額」という。）に新株予約権 1 個の株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、割当日の属する月の前月の各日（取引が成立しない日を除く。）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（以下、「終値」という。）の平均値に 1 を乗じた金額とし、1 円未満の端数は切り上げる。ただし、その金額が割当日の終値（当日に終値がない場合は、それに先立つ直近の取引日の終値）を下回る場合は、割当日の終値とする。

なお、新株予約権発行後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、行使価額を下回る価額で株式の発行又は自己株式の処分を行う場合（既発行の新株予約権の行使による場合を除く）には、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\begin{aligned} & \text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{ 株当たり払込金額}}{\text{調整前行使価額}} \\ \text{調整後行使価額} = & \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}} \end{aligned}$$

(なお、上記の算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済株式数から当社が保有する普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株数」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」に読み替えるものとする。)

(5) 新株予約権を行使できる期間

割当日の翌営業日から2年を経過した日から8年とする。ただし、権利行使の最終日が当社の休日にあたる場合にはその前営業日とする。

(6) 新株予約権の行使条件

- ① 新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時においても、当社または当社子会社の取締役、監査役、従業員の地位を有していなければならない。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合として取締役会が認めた場合は、この限りではない。
- ② 当社の普通株式が、いずれかの金融商品取引所に上場されていること。
- ③ 新株予約権（会社が新株予約権者に対して付与する租税特別措置法第29条の2の規定を受ける他の新株予約権を含む）の行使に係る行使価額の年間（1月1日から12月31日まで）の合計額が1,200万円を超えないこと。
- ④ 権利行使により取得した会社の普通株式は、会社が別途指定する証券会社（以下、「指定証券」という。）に開設される新株予約権者名義の振替口座簿への記載もしくは記録がされること。
- ⑤ 新株予約権者が死亡した場合、その相続人による新株予約権の権利行使は認めないものとする。
- ⑥ 新株予約権の譲渡、質入等の担保設定その他一切の処分は認めない。

(7) 新株予約権の取得に関する事項

- ① 新株予約権者が権利行使をする前に、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案又は当社が完全子会社となる株式交換契約承認もしくは株式移転計画承認の議案につき株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議がなされた場合）は、当社は無償で新株予約権を取得することができる。

- ② 新株予約権者が権利行使をする前に、新株予約権の行使の条件の規定に該当しなくなった場合、及び新株予約権者が保有する新株予約権を放棄した場合には、当社は無償で新株予約権を取得することができる。
- (8) 新株予約権の譲渡制限  
新株予約権を譲渡により取得する場合には、当社取締役会の承認を要する。
- (9) その他の新株予約権の内容  
新株予約権に関するその他の内容については、取締役会において定めるものとする。

以 上

# 事業報告

(2024年4月1日から  
2025年3月31日まで)

## 1. 会社の現況

### (1) 当事業年度の事業の状況

#### ① 事業の経過及び成果

当事業年度におけるわが国の経済は、雇用・所得環境が改善する下で、景気は緩やかな回復が続いております。一方で、中東地域における紛争等の不安定な国際情勢や米政権交代等の影響による物価上昇、金融資本市場の変動には引き続き注意する必要があります。

介護業界におきましては、高齢化の進行、特に高齢者単独世帯や認知症高齢者の増加に伴い、引き続き都市部を中心に介護サービスのニーズは拡大する一方、生産年齢人口の減少により、人材確保が厳しさを増しており、業界全体の課題となっています。このような状況の中で、国は、令和6年度介護報酬改定における介護付きホーム等のプラス改定や令和6年度補正予算により、事業者を支援しています。

不動産業界におきましては、顧客ニーズの多様化により、分譲住宅は堅調な販売動向となりました。また、賃貸オフィスについても、集約や縮小の動きによる空室率上昇傾向に歯止めがかかりつつある状況です。

当社は、「世代を超えた暮らし提案型企業」を使命として、超高齢社会、生産年齢人口の減少などの社会環境の中で、あらゆる方々の「暮らし」の課題解決、幸せの追求に取り組んでまいりました。中核となるシニア事業においては、ご入居者・ご利用者の「望む暮らし」の実現に取り組んでおります。

介護付きホーム（介護付有料老人ホーム）では、当社とベンダーで共同開発したIoT／ICTプラットフォームである「EGAO link®」の活用促進により、業務の効率化を図るとともに、創出された時間でご入居者お一人おひとりの個別ケアを追求してまいりました。また、自立支援に向けたエビデンス・ベースド・ケアの理解を深め、実践を積み重ねてまいりました。デイサービス・ショートステイにおきましては、「想いが叶うデイサービス」「想いが叶うショートステイ」のサービスコンセプトのもとに、個別のニーズに即したサービスを展開していくことで高い稼働率を保っています。

不動産事業につきましては、シニア事業運営の強みを活かし介護付きホーム等の超高齢社会に求められる価値ある不動産を開発する「シニア開発事業」のほか、安心・安全な街づくりに貢献すべく老朽化した共同住宅等を価値ある不動産に再生する事業を継続しております。

当事業年度の各事業分野の活動状況は以下のとおりです。

a. シニア事業

当事業年度は、2024年10月に介護付きホーム「アズハイム習志野（118室）」を、2025年1月に介護付きホーム「アズハイム葛飾白鳥（75室）」及びデイサービス「アズハイム葛飾白鳥デイサービスセンター（定員40名）」を新たに開設いたしました。

当事業年度末における介護付きホームの事業所数は、東京都13事業所、埼玉県6事業所、神奈川県6事業所、千葉県4事業所の合計29事業所となっております。

当事業年度末におけるデイサービスの事業所数は、東京都8事業所、神奈川県3事業所、埼玉県4事業所、千葉県1事業所、茨城県1事業所の合計17事業所、ショートステイの事業所数は、東京都2事業所、神奈川県1事業所、埼玉県1事業所の合計4事業所となっております。

また、介護付きホームにおける期中平均稼働率につきましては、開設2年超の既存23事業所では94.6%となり、全体29事業所で89.6%となりました。デイサービスの期中平均稼働率は85.9%、ショートステイの期中平均稼働率は104.4%となっております。

以上の結果、当事業年度のシニア事業売上高は13,749,952千円（前期比13.9%増）、セグメント利益1,519,666千円（前期比18.3%増）となりました（セグメント間の内部取引を含む）。

b. 不動産事業

シニア開発事業及びソリューション事業においては、土地建物販売（新宿PJ、堀之内PJ、南大塚PJ、等々力PJ（A区画）、アズハイム三鷹PJ）及び仲介（上鷺宮PJ）にて売上高3,914,170千円を計上しております。

また、収益不動産事業につきましては王子、三橋、水戸、東尾久、木場、東日本橋、新柏、アズハイム三鷹（内部取引）、アズハイム習志野（内部取引）、アズハイム葛飾白鳥（内部取引）にて、受取賃貸料437,721千円を計上しております（セグメント間の内部取引を含む）。

以上の結果、当事業年度の不動産部門売上高は4,351,892千円（前期比16.5%減）、セグメント利益1,571,613千円（前期比34.3%増）となりました（セグメント間の内部取引を含む）。

以上の結果、当事業年度の当社全体の経営成績は売上高17,917,807千円（前期比4.5%増）、営業利益1,305,131千円（前期比62.0%増）、経常利益1,350,348千円（前期比56.0%増）、当期純利益956,657千円（前期比69.8%増）となりました。

事業別売上高

| 事業区分  | 第 20 期<br>(2024年3月期)<br>(前事業年度) |        | 第 21 期<br>(2025年3月期)<br>(当事業年度) |        | 前事業年度比    |        |
|-------|---------------------------------|--------|---------------------------------|--------|-----------|--------|
|       | 金額（千円）                          | 構成比    | 金額（千円）                          | 構成比    | 金額（千円）    | 増減率    |
| シニア事業 | 12,074,561                      | 69.8%  | 13,749,952                      | 76.0%  | 1,675,391 | 13.9%  |
| 不動産事業 | 5,213,363                       | 30.2%  | 4,351,892                       | 24.0%  | △861,471  | △16.5% |
| 合計    | 17,287,924                      | 100.0% | 18,101,845                      | 100.0% | 813,920   | 4.7%   |

(注) セグメント間の内部取引を含めて表示しております。

② 設備投資の状況

当事業年度中において実施いたしました当社の設備投資の総額は4,607,719千円であります。

主なものはアズハイム小平及びアズハイム所沢の土地取得1,450,749千円、アズハイム習志野、アズハイム葛飾白鳥の建設費用2,980,750千円であります。

③ 資金調達の状況

当事業年度中に、主に介護付きホームの新規開設及び不動産事業のプロジェクト資金として、金融機関より借入金8,579,010千円、株式上場に伴う公募及び新株予約権の発行による増資により931,389千円の資金調達を行っております。

④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当事項はありません。

## (2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

| 区 分             | 第 18 期<br>(2022年3月期) | 第 19 期<br>(2023年3月期) | 第 20 期<br>(2024年3月期) | 第 21 期<br>(当事業年度)<br>(2025年3月期) |
|-----------------|----------------------|----------------------|----------------------|---------------------------------|
| 売 上 高 (千円)      | 11,518,245           | 12,782,486           | 17,150,524           | 17,917,807                      |
| 経 常 利 益 (千円)    | 297,877              | 244,465              | 865,872              | 1,350,348                       |
| 当 期 純 利 益 (千円)  | 484,939              | 229,712              | 563,567              | 956,657                         |
| 1 株当たり当期純利益 (円) | 171.95               | 75.81                | 186.00               | 269.74                          |
| 総 資 産 (千円)      | 11,814,216           | 14,744,742           | 15,952,381           | 21,407,641                      |
| 純 資 産 (千円)      | 1,683,706            | 1,864,938            | 2,380,026            | 4,162,977                       |
| 1 株当たり純資産 (円)   | 555.68               | 615.49               | 785.49               | 1,164.14                        |

- (注) 1. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第18期の期首から適用しており、第18期以降については当該会計基準等を適用した後の数値となっております。
2. 当社は、2022年2月2日開催の取締役会決議に基づき、2022年2月2日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行っております。また、2023年11月14日付で普通株式1株につき50株の割合で株式分割を行っております。そのため、第18期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産を算定しております。

## (3) 重要な親会社及び子会社の状況

当社は親会社及び子会社を有していないため、該当事項はありません。

## (4) 対処すべき課題

①自立支援に向けた科学的介護の実践によるご入居者の「望む暮らし」の実現

後述の「EGAO link®」の導入によって創出された時間を活かして、ご入居者の「望む暮らし」の実現に向けた個別ケアが可能となるオペレーションを開発し、サービスの質の向上に努めております。

さらに「EGAO link®」により得られるデータや、記録システムに蓄積されたデータに基づく科学的介護(Evidence Based Care : EBC)を深化させ、より一層のサービスの質の向上を図っております。2023年9月からは、自立支援に向けた科学的介護のケアメソッドを導入するこ

とにより、自立度が大幅に改善するご入居者が各ホームにみられており、さらなる浸透を図ってまいります。

#### ②IoT/ICTプラットフォーム「EGAO link®」等による生産性向上

生産年齢人口の減少に伴い、介護業界も人材確保が困難となっております。当社においては、まず従業員の働きやすさと働きがいを実現するため、ベンダーと共に、IoT/ICTプラットフォーム「EGAO link®」を共同開発しました。

これにより、従来は紙で処理をしていた介護記録をスマートフォンで簡単に記録入力ができ、また、スマートフォンでご入居者のベッド上での状態を把握できることから夜間定期巡回業務をカットすることができる等、大きく業務効率が向上しました。

さらに記録システムに蓄積されたデータを日々のケアに活かすためのBI（Business Intelligence）ダッシュボードや生成系AIを活用したケアプラン作成システムの実用化に取り組み、更なる生産性向上を図ってまいります。

#### ③働きやすさと働きがいの実現・アピールと運営方針に共感する新卒採用の好循環

当社は「EGAO link®」と科学的介護を中心とした新しい方針を展開するためには、当社の理念や運営方針に共感する従業員を確保することが必要と考え、人材確保は新卒採用に重点を置いております。

当社は「EGAO link®」による働きやすさとそれにより「個別ケア」に取り組むことができる働きがいを学生にアピールすることができ、3年連続で新卒採用170名以上を実現する好循環が生まれています。

今後、さらなる生産年齢人口の減少に伴い、労働市場はますます厳しくなることから、従業員の働きがいの向上とそのアピールに力を入れてまいりたいと考えております。

#### ④首都圏における介護付きホームのドミナント展開

介護付きホーム（介護付有料老人ホーム）は、サービス付き高齢者向け住宅や住宅型有料老人ホームと異なり、地方自治体の介護保険事業（支援）計画に基づく「総量規制」により参入障壁がありますが、介護報酬が包括報酬のため運営の自由度が高いサービスとなっております。当社の運営ホームは、現時点も今後の開設予定もすべて介護付きホームであり、大規模事業者の中で運営ホームがすべて介護付きホームであることは数少なく、当社の競争優位性となっております。

当社は、この介護付きホームを、人口が密集し中高所得者が多く住む首都圏の国道16号線の内側を中心にドミナント展開（特定の地域に集中的に事業所を展開すること）しております。

2025年3月現在、29の介護付きホームを運営しておりますが、2026年3月期に4事業所、2027年3月期に4事業所開設し事業を拡大するとともに、展開エリアでの認知度向上を図り、稼働率向上を図っていきます。

#### ⑤介護DXコンサルティングの事業化

介護業界全体では、介護ICTの活用が進んでおりません。今後の生産年齢人口減少に伴い他産業を含めた人材不足が進みます。一方で、国は2024年度介護報酬改定において「生産性向上推進体制加算」を創設したり、科学的介護情報システム（LIFE）の活用を促進することにより、介護事業所のDX化を支援しています。

こうした状況を踏まえ、当社の「EGAO link®」による業務効率化と生産性向上の経験・実績をもとに、パラマウントベッド株式会社を含む4社と協働して「EGAO link®」を広めていく活動を推進しています。当社は、「EGAO link®」の導入等の介護DXを進める介護事業者に対し、導入方法の指導、スタッフ向け研修等の支援・コンサルティングも広げてまいります。この介護DXのコンサルティングの事業化をさらなる成長戦略の柱として描いております。

このように、当社として介護事業者のDX化を支援することにより、要介護高齢者の増加と担い手不足の介護業界の課題解決を担っていきたいと考えております。

#### ⑥シニア開発事業の拡大

当社のシニア事業と不動産事業のシナジーを活かし、2022年に開設した「アズハイム三鷹」では、当社が老朽化不動産等の土地を仕入れ、当社負担で建物を建て、開設後に土地建物を売却する事業（シニア開発事業）が実現しました。当社の介護付きホームの運営経験・実績に基づく立地選定・建物仕様、高い稼働率等の運営実績を前提として、収益性が高い事業計画が立案できるため、建物完成後は、ヘルスケアリートやファンドなどの投資家へ有利な条件での売却が可能となっています。（売却後も、売却先から当社が土地建物を賃借し、当社のシニア事業として運営を継続します。）

超高齢社会における介護付きホーム等の事業拡大ニーズを捉えて、収益性が高く、当社の強みを活かせるシニア開発事業を今後も伸ばしてまいります。

#### ⑦不動産事業における財務上の課題

当社における不動産事業は、シニア開発事業の土地取得・建物建築、ソリューション事業の販売用不動産の仕入等の資金として、主として金融機関からの借入等に依存しております。そのため、金利の変動による金利負担の増加や、在庫の長期化、固定資産の増加により自己資本比率が減少する可能性があります。

したがって、これらの財務上の課題に対処する観点から、シニア開発物件は開発後の売却を前提とし、ソリューション事業の販売用不動産においても在庫の早期回転を重視しております。これにより、適正な在庫・固定資産の水準と財務バランスの安定性を鑑みながら堅実かつ安定的な成長を達成することを意識してまいります。

**(5) 主要な事業内容**（2025年3月31日現在）

| セグメントの名称  | 主 要 な 事 業 内 容                                                            |
|-----------|--------------------------------------------------------------------------|
| シ ニ ア 事 業 | 介護付きホーム、デイサービス及びショートステイの運営                                               |
| 不 動 産 事 業 | シニア開発事業（介護付きホーム等の不動産開発）、ソリューション事業（老朽化した集合住宅等の不動産の再生）及び収益不動産事業（マンション等の賃貸） |

**(6) 主要な事業所**（2025年3月31日現在）

本社：東京都千代田区神田駿河台二丁目2番地

事業所

| 所 在 地   | 介護付きホーム<br>(事業所数) | デイサービス<br>(事業所数) | ショートステイ<br>(事業所数) | 計<br>(事業所数) |
|---------|-------------------|------------------|-------------------|-------------|
| 東 京 都   | 13                | 8                | 2                 | 23          |
| 神 奈 川 県 | 6                 | 3                | 1                 | 10          |
| 埼 玉 県   | 6                 | 4                | 1                 | 11          |
| 千 葉 県   | 4                 | 1                | 0                 | 5           |
| 茨 城 県   | 0                 | 1                | 0                 | 1           |
| 合 計     | 29                | 17               | 4                 | 50          |

(7) 使用人の状況（2025年3月31日現在）

| 事業区分   | 使用人数        | 前事業年度末比増減   |
|--------|-------------|-------------|
| シニア事業  | 803 (678) 名 | 69名増 (23名減) |
| 不動産事業  | 12 (1) 名    | － －         |
| 全社（共通） | 64 (6) 名    | 1名減 －       |
| 合計     | 879 (685) 名 | 68名増 (23名減) |

- (注) 1. 使用人数は受入出向者を含む就業員数であり、契約社員及びパート社員は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。
2. 全社（共通）として記載されている使用人数は、管理部門に所属しているものであります。

(8) 主要な借入先の状況（2025年3月31日現在）

| 借入先         | 借入額（千円）   |
|-------------|-----------|
| 株式会社三井住友銀行  | 3,025,668 |
| 株式会社りそな銀行   | 2,776,066 |
| 株式会社三菱UFJ銀行 | 897,700   |

当社はシニア事業の開発プロジェクト資金の効率的な調達を行うため、総額9,330,000千円の貸出コミットメント契約を株式会社三井住友銀行、株式会社りそな銀行及び株式会社みずほ銀行と締結しております。

当事業年度末における貸出コミットメントに係る借入金未実行残高等は以下のとおりであります。

|              | 株式会社三井住友銀行  | 株式会社りそな銀行   | 株式会社みずほ銀行   |
|--------------|-------------|-------------|-------------|
| 貸出コミットメントの総額 | 2,660,000千円 | 4,750,000千円 | 1,920,000千円 |
| 借入実行残高       | 1,130,000千円 | 2,201,000千円 | 475,000千円   |
| 差引額          | 1,530,000千円 | 2,549,000千円 | 1,445,000千円 |

(9) その他会社の現況に関する重要な事項

当社は、2024年4月4日に、東京証券取引所スタンダード市場に上場いたしました。

## 2. 株式の状況（2025年3月31日現在）

(1) 発行可能株式総数 12,120,000株

(2) 発行済株式の総数 3,576,000株

(注) 1. 2024年4月3日付の公募増資及び2024年5月7日付の第三者割当による増資により、発行済株式の総数は524,000株増加しております。

2. 新株予約権の権利行使により、発行済株式の総数は22,000株増加しております。

(3) 株主数 2,423名

### (4) 大株主

| 株主名                                                                       | 持株数<br>(株) | 持株比率<br>(%) |
|---------------------------------------------------------------------------|------------|-------------|
| 株式会社ブレス                                                                   | 1,250,000  | 34.95       |
| MIRARTHホールディングス株式会社                                                       | 517,000    | 14.45       |
| 植村 健志                                                                     | 162,000    | 4.53        |
| 伊藤 啓敏                                                                     | 152,000    | 4.25        |
| 山本 皇白                                                                     | 152,000    | 4.25        |
| アズパートナーズ従業員持株会                                                            | 127,688    | 3.57        |
| NOMURA PB NOMINESS LIMITED<br>OMNIBUS-MARGIN (CASHPB)<br>(常任代理人 野村證券株式会社) | 101,800    | 2.84        |
| 松尾 篤人                                                                     | 51,000     | 1.42        |
| 楽天証券株式会社                                                                  | 37,000     | 1.03        |
| 吉田 健一                                                                     | 33,000     | 0.92        |

(5) 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況

該当事項はありません。

(6) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

### 3. 新株予約権等の状況

#### (1) 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

|                        |                       | 第1回新株予約権                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
|------------------------|-----------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 発行決議日                  |                       | 2022年3月22日                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |
| 新株予約権の数                |                       | 1,050個                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
| 新株予約権の目的となる株式の種類と数     |                       | 普通株式 52,500株<br>(新株予約権1個当たりの目的となる株式数は、50株とする。)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
| 新株予約権の払込金額             |                       | 新株予約権と引換えに金銭を払い込むことを要しない。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
| 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 |                       | 新株予約権1個当たり36,000円<br>(1株当たり720円)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
| 権利行使期間                 |                       | 2024年6月1日から<br>2032年2月29日まで                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
| 行使の条件                  |                       | <p>(1)新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時においても、当社または当社子会社の取締役、監査役、従業員の地位を有していなければならない。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合として取締役会が認めた場合は、この限りではない。</p> <p>(2)当社の普通株式が、いずれかの金融商品取引所に上場されていること。</p> <p>(3)新株予約権（会社が新株予約権者に対して付与する租税特別措置法第29条の2の規定を受ける他の新株予約権を含む）の行使に係る行使価額の年間（1月1日から12月31日まで）の合計額が1,200万円を超えないこと。</p> <p>(4)権利行使により取得した会社の普通株式は、会社が別途指定する証券会社に開設される新株予約権者名義の振替口座簿への記載もしくは記録がされること。</p> <p>(5)新株予約権者が死亡した場合、その相続人による新株予約権の権利行使は認めないものとする。</p> <p>(6)新株予約権の譲渡、質入等の担保設定その他一切の処分は認めない。</p> |
| 役員の<br>保有状況            | 取締役<br>(社外取締<br>役を除く) | <p>新株予約権の数 870個</p> <p>目的となる株式数 43,500株</p> <p>保有者数 4名</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |

(注) 退職等の理由により権利を喪失した者につきましては、記載しておりません。

- (2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況
- 該当事項はありません。

## 4. 会社役員の状況

### (1) 取締役及び監査役の状況（2025年3月31日現在）

| 会社における地位           | 氏 名     | 担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況                                            |
|--------------------|---------|--------------------------------------------------------------------|
| 代表取締役社長 兼<br>C E O | 植 村 健 志 | 一般社団法人全国介護付きホーム協会 副代表理事                                            |
| 取締役 兼 専務執行役員       | 伊 藤 啓 敏 | 不動産事業部管掌                                                           |
| 取締役 兼 上席執行役員       | 松 尾 篤 人 | 経営管理部管掌                                                            |
| 取締役 兼 執行役員         | 山 本 皇 自 | 事業推進部管掌 事業推進部部長                                                    |
| 取 締 役              | 緒 方 克 吉 |                                                                    |
| 取 締 役              | 伊 藤 華 代 | 株式会社 T R A Y 代表取締役社長                                               |
| 常 勤 監 査 役          | 奥 田 慶 一 |                                                                    |
| 監 査 役              | 森 脇 仁 子 | 医療法人財団愛慈会 監事<br>日本ギア工業株式会社 社外監査役<br>全保連株式会社 社外監査役<br>H2L株式会社 社外取締役 |
| 監 査 役              | 塩 生 朋 子 | 四谷共同法律事務所 弁護士<br>東映株式会社 社外取締役（監査等委員）<br>パルスシステム生活協同組合連合会 員外監事      |

- (注) 1. 取締役緒方克吉氏及び取締役伊藤華代氏は、社外取締役であります。
2. 監査役森脇仁子氏及び監査役塩生朋子氏は、社外監査役であります。
3. 監査役森脇仁子氏は、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 監査役塩生朋子氏は、弁護士の資格を有しており、法務全般に関する相当程度の知見を有しております。
5. 当社は、社外取締役および社外監査役の全員を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
6. 取締役を兼務しない執行役員は次のとおりであります。

| 会社における地位 | 氏 名     | 役 職               |
|----------|---------|-------------------|
| 執 行 役 員  | 中 元 亮 介 | シニア事業部管掌 シニア事業部部長 |

## (2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、各社外取締役及び各監査役との間に、会社法第427条第1項の規定に基づき、法令が定める最低責任限度額を限度として、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

## (3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社の役員、執行役員及び管理職従業員であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約では、被保険者である役員等がその業務につき行った行為に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が負担することとなる損害が填補されることとなります。

ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。

## (4) 取締役及び監査役の報酬等

### ① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の決定方法

当社は、2023年5月30日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針について決議しております。

### ② 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容の概要

当社は、取締役の報酬額については、株主総会が決定した報酬等総額の限度内において、取締役会にて設けられた報酬委員会において個別報酬額の妥当性及び報酬制度体系の妥当性を審議し決定することとしております。

取締役の報酬額は、報酬委員会において、担当職務、各期の業績、貢献度に応じて、その妥当性を審議し、決定しております。

報酬委員会は、取締役の報酬等に関する手続きの公正性、透明性、客観性を強化するため、代表取締役社長と社外取締役2名で構成しております。

なお、当社は役員の報酬等において業績連動報酬制度は採用しておりません。

③取締役の個人別の報酬等の内容が当該方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

取締役の個人別の報酬等の内容の決定にあたっては、報酬委員会が決定方針との整合性を含めて総合的に審議・決定していること等から、取締役会としても、決定方針に沿うものであると判断しております。

④当事業年度に係る報酬等の総額等

| 区 分              | 報酬等の総額<br>(千円)     | 報酬等の種類別の総額（千円）     |          |          | 対象となる<br>役員の員数<br>(名) |
|------------------|--------------------|--------------------|----------|----------|-----------------------|
|                  |                    | 基 本 報 酬            | 業績連動報酬等  | 非金銭報酬等   |                       |
| 取締役<br>(うち社外取締役) | 82,560<br>(7,200)  | 82,560<br>(7,200)  | －<br>(－) | －<br>(－) | 6<br>(2)              |
| 監査役<br>(うち社外監査役) | 13,200<br>(7,200)  | 13,200<br>(7,200)  | －<br>(－) | －<br>(－) | 3<br>(2)              |
| 合 計<br>(うち社外役員)  | 95,760<br>(14,400) | 95,760<br>(14,400) | －<br>(－) | －<br>(－) | 9<br>(4)              |

(注) 1. 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

2. 取締役の金銭報酬の額は、2022年6月28日開催の第18期定時株主総会において年額330百万円以内（うち社外取締役分30百万円以内）と決議しております（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない）。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、6名（うち社外取締役2名）であります。

3. 監査役の金銭報酬の額は、2022年6月28日開催の第18期定時株主総会において年額30百万円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は、3名（うち社外監査役2名）であります。

4. 取締役の報酬等の決定方針については、2025年5月14日開催の取締役会において、以下のとおり改める決議を行っております。

当社は、取締役の報酬額については、株主総会が決定した報酬等総額の限度内において、取締役会にて設けられた報酬委員会において個別報酬額の妥当性及び報酬制度体系の妥当性を審議し決定することとしております。

個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とし、取締役の報酬額は固定報酬としての基本報酬（金銭報酬）および非金銭報酬としての譲渡制限付株式報酬等により構成いたします。

取締役の報酬額は、報酬委員会において、担当職務、各期の業績、貢献度に応じて、その妥当性を審議し、決定しております。報酬委員会は、取締役の報酬等に関する手続きの公正性、透明性、客観性を強化するため、代表取締役社長と社外取締役2名で構成しております。

なお、当社は役員の報酬等において業績連動報酬制度は採用しておりません。

## (5) 社外役員に関する事項

### ① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・取締役伊藤華代氏は、株式会社TRAYの代表取締役社長であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・監査役森脇仁子氏は、医療法人財団愛慈会の監事、日本ギア工業株式会社の社外監査役及び全保連株式会社の社外監査役、H2L株式会社の社外取締役であります。当社と各兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・監査役塩生朋子氏は、四谷共同法律事務所の弁護士、東映株式会社の社外取締役（監査等委員）及びパルシステム生活協同組合連合会の員外監事であります。当社と各兼職先との間には特別の関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

| 区 分 | 氏 名     | 主 な 活 動 状 況                                                                                                                                                                                  |
|-----|---------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 取締役 | 緒 方 克 吉 | 当事業年度に開催された取締役会16回の全てに出席いたしました。<br>主に企業経営における豊富な経験と高い見識を活かした経営的視点から積極的に意見を述べており、特に不動産事業について専門的な立場から監督、助言等を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。また、任意の報酬委員会の委員として意見を述べる等重要な役割を果たしました。      |
| 取締役 | 伊 藤 華 代 | 当事業年度に開催された取締役会16回の全てに出席いたしました。<br>主に企業経営における豊富な経験と高い見識を活かした経営的視点から積極的に意見を述べており、特に人材採用及び人材教育について専門的な立場から監督、助言等を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。また、任意の報酬委員会の委員として意見を述べる等重要な役割を果たしました。 |
| 監査役 | 森 脇 仁 子 | 当事業年度に開催された取締役会16回の全てに出席いたしました。また、監査役会13回の全てに出席いたしました。<br>税理士としての専門的見地から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において、当社の内部監査等について適宜、必要な発言を行っております。                              |
| 監査役 | 塩 生 朋 子 | 当事業年度に開催された取締役会16回の全てに出席いたしました。また、監査役会13回の全てに出席いたしました。<br>弁護士としての専門的見地から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において、当社のコンプライアンス体制等について適宜、必要な発言を行っております。                        |

## 5. 会計監査人の状況

### (1) 名称

監査法人FRIQ

### (2) 報酬等の額

|                                | 報 酬 等 の 額 |
|--------------------------------|-----------|
| 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額            | 20百万円     |
| 当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 20百万円     |

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

### (3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

### (4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

## 6. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

### (1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

#### ①取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ・当社は、お客様を含めすべてのステークホルダーの皆様にお約束する「行動規範」を定めております。この「行動規範」を常に心がけ、遵守し、社会に貢献する企業であり続けることを徹底しております。
- ・当社は、取締役会を毎月1回以上開催し、重要事項の決定及び取締役の業務執行状況の監督等を行っております。
- ・リスクマネジメント・コンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンスの体制・仕組みづくりとコンプライアンス意識の啓発活動を行い、必要に応じて社長に対する助言を行うとともに、平素の業務執行全般にわたるコンプライアンス意識を高めるべく、役職員に対し教育等を実施しております。
- ・取締役による法令等に抵触し、又はその疑いのある職務執行についての相談、通報等に関し、公益通報者保護規程を適切に運用し、不正行為等の早期発見とその是正を図っております。
- ・監査法人及び監査役による監査と別に、内部監査規程に基づき監査を実施しております。

#### ②取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ・当社は、法令及び文書管理規程に基づき、文書等の保存を行っております。
- ・情報の管理については情報システム管理規程、個人情報保護については個人情報保護規程に基づき、適切に対応しております。

#### ③損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、平時から全社横断的な情報交換と各部門の有するリスクの洗い出しを実施してリスクの軽減に取り組むとともに、有事においてはリスク管理規程に基づき、代表取締役社長を本部長とする対策本部を設置して危機管理にあたることとしております。

#### ④取締役の職務の執行が効率的に行われていることを確保するための体制

- ・当社は、取締役会を毎月1回以上開催し、重要事項の決定及び取締役の業務執行状況の監督等を行っております。
- ・業務の運営については、将来の事業環境を踏まえた中期経営計画及び各年度予算を立案し、全社的な目標を設定するとともに、各部門においてはその目標達成に向け具体策を立案し実行しております。

⑤使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ・当社は、従業員がそれぞれの立場でコンプライアンスを自らの問題としてとらえ業務運営にあたるよう教育の機会や日常のミーティング等を通じて指導しております。
- ・従業員による法令等に抵触しもしくはその疑いのある職務執行についての相談、通報等に関し公益通報者保護規程を適切に運用し、不正行為等の早期発見とその是正を図っております。
- ・これら職務執行の適正性・効率性については、内部監査規程に基づき監査を実施しております。

⑥当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ・当社は子会社を有していないため、該当事項はありません。

⑦監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びに使用人の取締役からの独立性に関する事項

- ・当社では、監査役の判断により、当社の規模に鑑み、監査役の職務を補助すべき独立した使用人を設置していないが、監査役が当該使用人の設置を求めたときは遅滞なく、監査役の業務補助のため補助使用人を置くこととしております。
- ・専任でない補助使用人が監査役補助職務を担う場合には、監査役の当該補助使用人に対する指揮命令に関しては取締役以下当該補助使用人の属する組織の上長等の指揮命令を受けず、当該補助使用人の人事処分には監査役の同意を必要とすることとしております。

⑧取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ・当社取締役は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは、法令に従い、直ちに監査役に報告いたします。
- ・常勤監査役は、取締役会のほか、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、重要な会議に出席することができるほか、主要な稟議書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役又は使用人にその説明を求めことができることとしております。

⑨財務報告の信頼性を確保するための体制

- ・財務報告の信頼性を確保し、金融商品取引法に規定する内部統制報告書の有効かつ適切な提出に備えるため、関連諸規程を整備し、内部統制システムを構築しております。
- ・内部統制システムの機能の適正性を継続的に評価し、必要に応じて是正することによって、金融商品取引法及び関連法令等の適合性を確保する準備をしております。

⑩反社会的勢力との取引排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

- ・反社会的勢力対応規程に基づき、市民社会の秩序・安全に脅威を与える反社会的勢力とは一切の関係を持たないことを基本方針とし、反社会的勢力からの不当要求や働きかけに対しては、毅然と対応することによって、反社会的勢力の排除に取り組んでおります。
- ・この基本方針と対応方針を徹底するために、反社会的勢力に対応する主管部署を経営管理部に定めるとともに、不当要求や働きかけがあったときは反社会的勢力対応規程に基づき直ちに主管部署に報告し組織的に対応しております。

**(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要**

①第21期は、取締役会を16回（他に、書面決議3回）開催し、経営方針及び経営戦略に関する重要事項の審議のほか、各取締役の業務執行状況等の監督がなされております。また、監査役会を13回開催し、監査に関する重要事項の協議・決議を行っております。

②第21期は、当社の事業活動におけるリスクマネジメント体制の確立、浸透、定着という目的のため、代表取締役社長を委員長とするリスクマネジメント・コンプライアンス委員会を設置し、12回開催しております。さらに当該委員会の内容を取締役会に報告し、社外取締役・社外監査役を含めて議論しております。

③情報セキュリティについては、情報システム管理規程に基づき、情報システム責任者及び情報システム管理者を中心に、社内情報システムの管理・運営、ユーザー管理、記録媒体管理、開発及び変更管理並びにセキュリティ管理に取り組んでおります。個人情報保護に関しては、個人情報保護規程に基づき、個人情報の取得、利用、委託及び廃棄や、個人情報に関する本人からの請求・苦情処理等を実施しております。

## 7. 会社の支配に関する基本方針

当社では、会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、特に定めておりません。

# 貸借対照表

(2025年3月31日現在)

(単位：千円)

| 科 目      | 金 額        | 科 目           | 金 額        |
|----------|------------|---------------|------------|
| (資産の部)   |            | (負債の部)        |            |
| 流動資産     | 16,352,654 | 流動負債          | 8,934,178  |
| 現金及び預金   | 6,855,982  | 買掛金           | 406,658    |
| 売掛金      | 2,152,574  | 短期借入金         | 1,130,068  |
| 販売用不動産   | 4,220,690  | 1年内返済予定の長期借入金 | 916,814    |
| 仕掛販売用不動産 | 2,519,587  | 未払金           | 156,876    |
| 貯蔵品      | 7,522      | 未払費用          | 522,930    |
| 前渡金      | 14,000     | 未払法人税等        | 140,854    |
| 前払費用     | 551,775    | 未契約負債         | 5,225,828  |
| その他金     | 32,456     | 前受り金          | 69,438     |
| 貸倒引当金    | △1,934     | 前受り金          | 25,067     |
| 固定資産     | 5,054,986  | 前受り金          | 273        |
| 有形固定資産   | 3,706,579  | 与引当金          | 206,995    |
| 建物       | 585,037    | その他           | 132,371    |
| 構築物      | 8,818      | 固定負債          | 8,310,485  |
| 器具及び備品   | 124,056    | 長期借入金         | 7,262,855  |
| 土地       | 2,449,912  | 長期前受り         | 1,645      |
| 建設仮勘定    | 538,754    | その他           | 1,045,985  |
| 無形固定資産   | 82,483     | 負債合計          | 17,244,663 |
| 借地権      | 53,613     | (純資産の部)       |            |
| ソフトウェア   | 24,295     | 株主資本          | 4,162,977  |
| その他      | 4,574      | 資本剰余金         | 593,516    |
| 投資その他の資産 | 1,265,923  | 資本剰余金         | 553,516    |
| 出資金      | 170        | 利益剰余金         | 3,015,943  |
| 差入保証金    | 931,978    | 利益剰余金         | 11,768     |
| 長期前払費用   | 39,065     | その他利益剰余金      | 3,004,175  |
| 繰延税金資産   | 287,016    | 繰越利益剰余金       |            |
| その他      | 7,692      | 純資産合計         | 4,162,977  |
| 資産合計     | 21,407,641 | 負債純資産合計       | 21,407,641 |

(注) 記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

( 2024年4月1日から  
2025年3月31日まで )

(単位：千円)

| 科 目          | 金 額     |            |
|--------------|---------|------------|
| 売上高          |         | 17,917,807 |
| 売上原価         |         | 14,043,944 |
| 売上総利益        |         | 3,873,863  |
| 販売費及び一般管理費   |         | 2,568,732  |
| 営業利益         |         | 1,305,131  |
| 営業外収益        |         |            |
| 受取利息及び受取配当金  | 2,340   |            |
| 助成金等収入       | 127,266 |            |
| その他の他        | 14,050  | 143,657    |
| 営業外費用        |         |            |
| 支払利息         | 83,253  |            |
| 上場関連費用       | 8,000   |            |
| 株式交付費        | 6,848   |            |
| その他の他        | 338     | 98,439     |
| 経常利益         |         | 1,350,348  |
| 特別損失         |         |            |
| 減損損失         | 498     | 498        |
| 税引前当期純利益     |         | 1,349,849  |
| 法人税、住民税及び事業税 | 290,240 |            |
| 法人税等調整額      | 102,951 |            |
| 当期純利益        |         | 956,657    |

(注) 記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2024年4月1日から  
2025年3月31日まで)

(単位：千円)

|                         | 株 主 資 本 |           |              |           |           |              |             | 純資産<br>合計 |
|-------------------------|---------|-----------|--------------|-----------|-----------|--------------|-------------|-----------|
|                         | 資 本 金   | 資 本 剰 余 金 |              | 利 益 剰 余 金 |           |              | 株主資本<br>合 計 |           |
|                         |         | 資本準備金     | 資本剰余金<br>合 計 | 利益準備金     | 繰越利益剰余金   | 利益剰余金<br>合 計 |             |           |
| 当 期 首 残 高               | 122,800 | 82,800    | 82,800       | 11,768    | 2,162,658 | 2,174,426    | 2,380,026   | 2,380,026 |
| 当 期 変 動 額               |         |           |              |           |           |              |             |           |
| 新 株 の 発 行               | 462,796 | 462,796   | 462,796      |           |           |              | 925,593     | 925,593   |
| 新 株 の 発 行<br>(新株予約権の行使) | 7,920   | 7,920     | 7,920        |           |           |              | 15,840      | 15,840    |
| 剰 余 金 の 配 当             |         |           |              |           | △115,140  | △115,140     | △115,140    | △115,140  |
| 当 期 純 利 益               |         |           |              |           | 956,657   | 956,657      | 956,657     | 956,657   |
| 当 期 変 動 額 合 計           | 470,716 | 470,716   | 470,716      | －         | 841,517   | 841,517      | 1,782,951   | 1,782,951 |
| 当 期 末 残 高               | 593,516 | 553,516   | 553,516      | 11,768    | 3,004,175 | 3,015,943    | 4,162,977   | 4,162,977 |

(注) 記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

# 計算書類に係る会計監査人の監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2025年5月19日

株式会社アズパートナーズ  
取締役会 御中

監査法人 F R I Q

東京都千代田区

|                   |       |         |
|-------------------|-------|---------|
| 指 定 社 員<br>業務執行社員 | 公認会計士 | 石 川 浩 平 |
| 指 定 社 員<br>業務執行社員 | 公認会計士 | 佐 藤 涼   |

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社アズパートナーズの2024年4月1日から2025年3月31日までの第21期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、

当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではない

が、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査役会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、2024年4月1日から2025年3月31日までの第21期事業年度の取締役の職務の執行に関して、監査役全員の一致した意見として本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。
  - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適切に行われていることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人監査法人FRIQの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年5月20日

株式会社アズパートナーズ

常勤監査役     奥田 慶一

社外監査役     森脇 仁子

社外監査役     塩生 朋子

以 上

# 株主総会会場ご案内図

会場：東京都千代田区西神田3-2-1  
住友不動産千代田ファーストビル南館  
ベルサール神保町 2階イベントホール  
電話番号 03-3263-9621

※近隣には「ベルサール神保町アネックス」もございますので、  
ご来場の際にはお間違えのないようご注意ください。



## 交通のアクセス

|               |        |         |        |
|---------------|--------|---------|--------|
| ●東西線          | 「九段下駅」 | 7番出口より  | 徒歩 3分  |
| ●半蔵門線・新宿線     | 「九段下駅」 | 5番出口より  | 徒歩 4分  |
| ●半蔵門線・新宿線・三田線 | 「神保町駅」 | A2番出口より | 徒歩 5分  |
| ●三田線          | 「水道橋駅」 | A2番出口より | 徒歩 11分 |
| ●JR           | 「水道橋駅」 | 西口出口より  | 徒歩 8分  |

## (ご注意)

※駐車スペースがございませんので、当日のお車でのご来場はご遠慮ください。  
※おからだの不自由な株主様、又は障がいのある株主様につきましては、ご要望に応じて、受付の筆談サポート、車椅子のサポート、座席やお手洗いへの誘導等をお手伝いさせていただきますので、運営スタッフにお気軽にお知らせください。